

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年10月1日
【会社名】	株式会社ツノダ
【英訳名】	T S U N O D A C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角田 重夫
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地 1
【電話番号】	0 5 6 8 - 7 2 - 2 3 3 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 E S 部ジェネラルマネージャー 渡邊 雅樹
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州1604番地 1
【電話番号】	0 5 6 8 - 7 2 - 2 3 3 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 E S 部ジェネラルマネージャー 渡邊 雅樹
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月27日開催の当社第77期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成25年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円
配当総額34,612,627円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年9月30日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、角田重夫氏、渡邊雅樹氏、麦島善光氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

取締役として、名和好光氏、中根浩二氏を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 飯嶋友巳氏及び退任監査役 河野達司氏に対し、当社の定める所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にそれぞれ一任する。

< 株主提案（第5号議案から第15号議案まで）>

第5号議案 定款一部変更の件

- (1) 新設（議決権行使書の賛否の扱い）
- (2) 削除（第2条、不動産関連以外の自転車事業等の削除）

第6号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円
配当総額74,169,915円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年9月30日

第7号議案 取締役1名選任の件

取締役として、山口三尊氏を選任する。

第8号議案 取締役1名選任の件

取締役として、山中裕氏を選任する。

第9号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松澤孝一氏を選任する。

第10号議案 取締役1名解任の件
角田重夫取締役を解任する。

第11号議案 取締役1名解任の件
飯嶋友巳取締役を解任する。

第12号議案 取締役1名解任の件
麦島善光取締役を解任する。

第13号議案 監査役1名解任の件
中根浩二監査役を解任する。

第14号議案 監査役1名解任の件
河野達司監査役を解任する。

第15号議案 監査役1名解任の件
魚住直人監査役を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第4号議案)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	2,848	669	-	(注)1	可決(67.96%)
第2号議案 取締役3名選任の件					
角田 重夫	2,858	668	-	(注)2	可決(68.19%)
渡邊 雅樹	2,858	668	-		可決(68.19%)
麦島 善光	2,858	668	-		可決(68.19%)
第3号議案 監査役2名選任の件					
名和 好光	2,858	668	-	(注)2	可決(68.19%)
中根 浩二	2,858	668	-		可決(68.19%)
第4号議案 退任取締役及び退任監査役 に対し退職慰労金贈呈の 件	2,858	668	-	(注)1	可決(68.19%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

< 株主提案（第5号議案から第15号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第5号議案 定款一部変更の件	1,370	691	-	（注）1	否決（32.69%）
第6号議案 剰余金の処分の件	-	-	-	（注）2	否決（注）5
第7号議案 取締役1名選任の件	1,350	711	-	（注）3	否決（32.21%）
第8号議案 取締役1名選任の件	1,350	711	-	（注）3	否決（32.21%）
第9号議案 監査役1名選任の件	1,350	711	-	（注）3	否決（32.21%）
第10号議案 取締役1名解任の件	1,350	711	-	（注）4	否決（32.21%）
第11号議案 取締役1名解任の件	1,350	711	-	（注）4	否決（32.21%）
第12号議案 取締役1名解任の件	1,350	711	-	（注）4	否決（32.21%）
第13号議案 監査役1名解任の件	1,350	711	-	（注）1	否決（32.21%）
第14号議案 監査役1名解任の件	1,350	711	-	（注）1	否決（32.21%）
第15号議案 監査役1名解任の件	1,350	711	-	（注）1	否決（32.21%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

5．第1号議案が承認可決されたため、第6号議案は否決となりました。なお、第6号議案の賛否の数は確認いたしておりません。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成が確認できた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立した（株主提案については、否決されることが明らかになった）ため、本株主総会出席の株主のうち、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上